○農林水産省令第四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

農林水産大臣　坂本　哲志

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～一の三　（略） 一の四　保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。） 二～二十　（略） ５・６　（略）	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～一の三　（略） 一の四　保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。） 二～二十　（略） ５・６　（略）

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

○経済産業省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の六第一項の規定及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第五条第一項ただし書に基づき、並びに同法を実施するため、特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

経済産業大臣　齋藤　健

特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第十章　［略］ 第十一章　特許料等の減免又は猶予等（第七十条―第七十八条） 附則 （出願審査の請求の手数料の減免の件数の限度） **第七十五条**　特許法等関係手数料令第一条の六第一項の経済産業省令で定める件数は、百八十件とする。 **第七十六条～第七十八条**　［略］ **様式第73**（第76条関係） ［略］ **様式第74**（第77条関係） ［略］ **様式第75**（第78条関係） ［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	目次 第一章～第十章　［略］ 第十一章　特許料等の減免又は猶予等（第七十条―第七十八条） 附則 ［新設］ **第七十五条～第七十七条**　［略］ **様式第73**（第75条関係） ［略］ **様式第74**（第76条関係） ［略］ **様式第75**（第77条関係） ［略］

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定手続の指定） **第十条**　法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）及び別表第一の二に掲げる手続（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）（以下これらを「特定手続」という。）とする。 一～六十六　［略］	（特定手続の指定） **第十条**　法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）及び別表第一の二に掲げる手続（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）（以下これらを「特定手続」という。）とする。 一～六十六　［略］